

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の
非公募による指定管理者の選定に係る報告書

令和7年（2025年）11月17日

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等
指定管理者選定委員会

令和7年11月17日

周防大島町長 藤本 浩 様

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等
指定管理者選定委員会

委員長 朝水宗彦

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の選定に係る報告書

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者について、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募による選定を行い、当委員会における審査の結果、次のとおり優先交渉権者を選定したので、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要領第2条第4号の規定に基づき報告します。

1 選定委員会の開催状況

○第1回 令和7年10月 6日（月）14：00～15：40

（周防大島町役場大島庁舎2階庁議室）

- ・委嘱状交付
- ・選定委員会委員長・副委員長の選任
- ・募集要項の説明
- ・審査方法（審査基準及び配点）の決定

○第2回 令和7年10月30日（木）13：30～16：40

（周防大島町役場大島庁舎2階庁議室）

- ・応募者からの事業計画のヒアリング
- ・審査及び採点
- ・優先交渉権者の決定

○第3回 令和7年11月17日（月）14：00～14：40

（周防大島町役場大島庁舎2階庁議室）

- ・報告書の作成審議
- ・町長へ報告

2 選定の進め方

（1）選定の手順

審査基準や配点を第1回選定委員会で決定の上、応募者から提出された事業計画書等について、事務局により資格要件及び様式、添付書類等の形式審査を行い、第2回選定委員会で応募者からの事業計画等のヒアリングによる内容審査を実施し、優先交渉権者を選定することとした。

選定フローは下表のとおり

年　月	選定スケジュール
令和7年10月	第1回選定委員会（審査方法の決定） 第2回選定委員会（申請者のヒアリング、優先交渉権者の決定）
令和7年11月	第3回選定委員会（町長への報告書作成）
令和7年12月	指定管理者の指定議案提出（12月議会）

（2）審査の方法

事業計画書等の審査基準として、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に掲げる5つの基準を踏まえ、次のとおり具体的な審査項目等を設定し、それぞれ配点を定めた。

（選定委員1名の配点）

審査基準	審査事項	配点
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・平等な利用の確保 ・利用増進に向けた方途 ・サービス向上に向けた提案 ・利用者ニーズの把握 ・トラブルの未然防止策と対処方法 ・地域や関係団体等との連携 	30
2 公の施設の効用を最大限に發揮するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者となる意義や責務の認識 (町の方針、施設の性格、設置目的、業務等の理解度) ・倫理性や法令遵守 	10
3 公の施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理の内容 ・個人情報の保護の取扱い ・防犯・災害その他緊急時の危機管理 ・3ヶ月の収支計画 ・経費縮減へ向けた取り組み ・指定管理料の額 	50
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制や配置人員 ・職員の指導育成、研修体制 ・法人の財務状況 ・施設管理のノウハウ ・経理の明瞭性、規律性及び情報公開や監査請求への対応 	25
5 その他町長等が別に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・レストラン、物販等の町内仕入予定額 ・町内の雇用予定人数 ・類似施設の管理実績 ・事務所の所在地に関する事項 ・長浦スポーツ海浜スクエア及びグリーンステイながうら両施設の連携に関する記載 	35
合　　計		150

3 審査の状況

申請者の資格や事業計画書等について厳正に審査を行った。

(1) 申請者の資格等の適合審査

申請者の資格については、官公署の証明書類との照合等により、申請者が適合していることを確認した。

また、事業計画等についても、募集要項に示した様式に適合し、必要な書類が添付されていることを事務局が確認し、選定委員会に報告した。

(2) 事業計画書の審査

申請者から提出された事業計画書及びそのヒアリングを基に、予め決定した審査方法（審査基準及び配点）に基づいて審査（評価）した。

4 審査結果

各委員の評価点の集計結果は次表のとおりであり、これを踏まえ、委員会において協議した結果、瀬戸内海リゾート株式会社を指定管理者として適格であると判断し、優先交渉権者に選定した。

審査基準	瀬戸内海リゾート 株式会社
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	81.00
2 公の施設の効用を最大限に發揮すること。	40.00
3 公の施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られていること。	164.00
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	60.00
5 その他町長等が別に定める事項	116.00
合計	461.00

※委員4人の合計で600点満点

5 審査の講評

選定委員会において審査の内容等について、次のとおり協議・検討を行った。

(1) 総評

非公募による申請者である瀬戸内海リゾート株式会社について審査を行った結果、引き続き指定管理者として適格であると判断し、優先交渉権者に選定した。当団体は、施設開業当初から管理をしている団体であり、長年の知識と経験により現在も適正に管理しており、今後も管理運営を任せることができると判断した。

(2) 委員会における主な評価、意見

- ① 事業の取り組み・運営については熱心に取り組まれていると感じられるが、直近の財務状況が良くないので、今後、大胆な新しい取り組みが必要である。
- ② 長年の実績があり、施設管理等は十分にやっていると感じられた。
- ③ 防災対策では避難場所としての協力体制、情報公開に対する対応等は体制をとっていると感じられた。

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等指定管理者選定委員会委員

区分	氏名	役職
委員長	朝水宗彦	国立大学法人山口大学 経済学部教授
副委員長	有吉祥男	有吉司法書士事務所 所長（司法書士）
委員	前貴棋	前貴棋中小企業診断士事務所 代表（中小企業診断士）
委員	山中茂雄	周防大島町副町長